

令和4年10月27日

報道関係者 各位

市川市 経済部長 小塚 眞康

「事業者電気・ガス料金高騰対策支援金」給付事業について

令和4年9月定例会で議会の議決をいただきました標記の事業につきましては、以下の内容にて、来る11月1日（火）から申請受付を開始いたします。

○事業目的

臨時的な給付措置として（激変緩和措置として）電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けた中小企業者等を支援するため、電気料金及びガス料金の上昇分として、支払額に応じた支援金を給付するもの。

○事業概要

（1）給付額

令和4年4月分から令和4年8月分までの 電気料金及びガス料金の支払額の合計	給付額
20万円以上50万円未満 の場合	5万円
50万円以上75万円未満 の場合	10万円
75万円以上 の場合	15万円

対象者数を4,000事業者と想定

（2）給付対象者（主な要件）

- ・市内中小企業、個人事業主等（NPO法人、社会福祉法人等を含む）
- ・市内に本店又は主たる事業所を有する者

（3）申請受付期間

令和4年11月1日（火）から令和5年2月28日（火）まで（予定）

（問合せ先）

経済部 経済政策課統括課長 湯本 明男

TEL 047-711-1140